



東京都社会保険労務士会 千代田統括支部 会報

発行人 千代田統括支部長 段下 正志

事務局 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-2-10-206

段下正志事務所内 ☎03 (3288) 0354

URL=<http://www.sr-ccs.com>



常寂光寺(京都)

相馬誠一氏 撮影

- 第3回研修会（入管法改正）
- 第4回研修会（高年齢者雇用安定法の改正と企業の対応）
- 勤務等部会情報交流会のご案内
- 初めての行政協力
- おらが国自慢
- 浅香氏より東京会副会長就任あいさつ
- 政治連盟だより
- 東京会野球大会の結果報告
- ホームページ掲示板のPR
- 新入会員情報
- あとがき

入管法改正

外国人登録証明書は順次廃止
在留カードで国が一元管理へ

7月19日(木)、電設健保会館で第3回支部研修会を開催しました。今回は7月から入管法が改正され、新たな在留管理制度が導入されました。これに伴いわれわれ社会保険労務士が実務上理解しておくべき外国人雇用について、東京都行政書士会千代田支部・行政書士中村和夫先生にご説明をいただきました。

平成21年の通常国会において、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、平成21年7月15日に公布されました。研修・技能実習制度の見直し等、既に施行されているものもありますが、今回の研修会では、平成24年7月9日に施行された改正点を中心に、具体的な事例や書式を織り交ぜながら次のような「7つのポイント」についてご講演を頂きました。

①新しい在留資格制度の導入により、外国人登録制度が廃止された。中長期間在留する外国人は、市・区役所を通じて交付される外国人登録証明書を常時携帯する義務を負っていたが、順次、入国管理局が交付する在留カードに切り替えられる。一定期間、外国人登録証明書は在留カードとみなされるので、全員がすぐに在留カードの交付手続きをする必要はない。しかし、外国人が有する在留資格及びその年齢により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間が異なるので注意が必要となる。特別永住者については、外国人登録証明書から特別永住者証明書に切り替えられる。この場合も、一定期間は、外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる。在留カードには、就労制限の有無についても記載されるので、外国人を雇用する会社にとっては雇入れの可否を判断しやすくなる。

②在留期間更新時や在留資格変更時に旅券に貼付されていた在留期間更新許可証印や在留資格変更許可証印が廃止され、その都度、新たな在留カードが交付されることになった。在留カードの有効期限と在留期間が同一日付となるため、更新手続きを失念することが少なくなると思われる。



講師
東京都行政書士会
千代田支部 行政書士
中村 和夫 氏

③中長期間在留する外国人や特別永住者についても住民票が作成されることになった。これに伴い住所が変更した場合には、14日以内に市区町村に届出が必要となった。届出を怠ることで在留資格の取消の対象となる場合があるので注意が必要となる。

④勤務先の変更や配偶者との離婚・死別等についても、14日以内に入国管理局に届出が必要となった。

⑤有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が出国する際、出国後1年以内に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなった。これにより、時間的・経済的負担が軽減される。しかし、出国後1年以内に再入国しないと在留資格が失われることになるため、注意が必要となる。例えば、出産のため等の理由で出国する場合には、想定外の理由で、再入国が1年を過ぎてしまうケースもあるので、事前に再入国許可手続きをした方が安全である。

⑥在留期間の上限が5年となり、3ヶ月や6ヶ月の在留期間が新設された。

⑦高度人材（高度な資質・能力を有すると認められる者）の受け入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度が導入された。「学歴」「職歴」「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与える。

今回の改正は、平成2年に施行された「入管法大改正」に匹敵するほどの大きな改正で、従来と大きく異なる点が多く発生しているとのことです。経済のグローバル化や、少子高齢化により今後ますます外国人労働者の入国が予想されます。

我々社会保険労務士にとっても、外国人に関する制度や必要な手続き知識は、必要不可欠なものになってきていると強く感じました。

(羽生 秀紀)

高年齢者雇用安定法の改正と企業の対応

第4回支部研修会が9月5日(水)電設健保会館で開催されました。今回は高年齢者雇用安定法の改正について、高年齢者雇用の現状を踏まえ最近の裁判例等を含めて、労使協定により継続雇用制度の対象となる高年齢者を限定できる仕組みなどが廃止されるなどの法改正に伴う企業の対応について、豊島支部 特定社会保険労務士・東京都高年齢者雇用アドバイザー（自主研究会 少子高齢化調査研究会代表）富澄夫先生にお話しいただきました。

改正高年齢者雇用安定法は、平成24年8月29日に成立し、平成25年4月1日に施行が決定したところです。今回の研修は、前半で現行制度の実施状況と裁判例の紹介、後半は改正内容と施行に向けての企業対応について、お話をいただきました。その要旨は次の通りです。

平成23年6月1日現在、現行の高年齢者雇用安定法で義務付けられている高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は95.7%、実施済み企業の雇用確保措置は、82.6%が継続雇用制度の導入となっています。

高年齢者雇用安定法を巡る裁判例の争点については、高年齢者雇用安定法の私法的効力、就業規則で定めた再雇用条件、再雇用後の給与減額など実務上の注意点等を確認しました。

改正法は、雇用と年金支給開始年齢が確実に接続するよう65歳までは希望者全員が働く措置が求められるとする労働政策審議会の建議を受けて、法案が今国会に提出されました。



講師
豊島支部 特定社会保険労務士（東京都高年齢者雇用アドバイザー）

富 澄夫 氏

た。そして衆議院で修正案が加わり、次のような概要となっています。

- ①継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みを廃止（労使協定により定める「基準」により対象者を限定できる仕組みの廃止）
- ②継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲拡大
- ③義務違反の企業に対する公表規定の導入
- ④「高年齢者等職業安定対策基本方針」の見直し
- ⑤「基準」廃止の経過措置
- ⑥高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定

具体的には、①により原則として希望者全員が65歳まで雇用される仕組みとなります、施行前に基準制度を導入している事業主は、⑤の経過措置によって老令年金の支給開始年齢に応じて基準制度を継続できます。⑥の指針は修正案で本則に追加され、心身の故障のため業務の遂行に堪えないと認められるとき者等の継続雇用制度における取扱いを含むもので、今後策定されます。

平成25年4月1日施行に向けての企業の対応としては、就業規則の改定と継続雇用制度の見直しが必要ですが、特に就業規則の改定については、今後策定される指針を踏まえる必要があります。施行までの短い期間で押さえるべきポイントが明確になり、有意義な研修でした。

(横山 玲子)

平成24年度 勤務等部会主催

「情報交流会」を開催します！

勤務等部会では、毎年1回、勤務等部会主催による「情報交流会」を開催しています。本年度は、10月16日(火)、永田町・薬業健保会館における第5回研修会終了後（17時より）に開催します。

勤務等会員の多くの方が人事・労務管理等について他社の情報を知りたいと思っています。是非この機会に会員同士の交流の輪を広げ、活発に情報交換していただきたいと思います。

当日の研修会で「当社における健康管理施策について」をご講演していただく金子俊哉氏も参加

してもらえますので、より詳しいお話をうかがえるかと思います。

もちろん、開業会員の皆様もふるってご参加ください。新規入会者には、支部活動に参加していただき、先輩方から体験談などを聞くことができる貴重な機会となるでしょう。

皆様が、有意義なひとときを過ごせるよう準備しております。本年度は参加費を下げましたので、どうぞお気軽にご参加ください。

(勤務等部会小委員会委員 市村公頼)

初めての 行政協力



吉野 千賀 (麹町・開業)

東京労働局で臨時労働保険指導員として、「労働保険年度更新申告書受付業務」に初めて行政協力の経験しました。私は障害年金裁定請求を主な業務として開業し、病院とのやりとり・認定基準の理解や医学的知識の習得に日々追われています。

労働保険については何の実務経験もなく指導員の応募に躊躇していたところ、支部の例会で段下支部長から「何でも経験です。やってみなさい。」と背中を押されました。それでも行政協力の日程が近くなると責任を感じて必死に勉強をしました。

当日、他の指導員の方は労働局の職員の方から何の説明も受けずに申告書受付業務開始の準備を始めているのを見てあせりました。私は労働局の職員の方の隣に座り、わからないことはすぐに相談できる体制にしてもらいました。

二元適用事業所や業務をクローズする事業所の受理が多くありました。午前中13件、午後は33件を受理しました。ようやく業務に慣れ始めた頃に終了となりました。間違った受理をしなかったか、と冷や汗が出てします。

事業主の方と対応するのは楽しくて、もっと労働保険の年度更新業務の経験があれば良いアドバイスもできたかもしれません。今後は事業主さんとお付き合いする機会を持ちたいと思うきっかけとなりました。良い機会を与えていただき感謝しています。



山崎 博幸 (神田 開業)

私は、7月27日に千代田年金事務所で行われた算定基礎届提出届会場の行政協力に初めて参加しました。

会場は同所の3階にあり、会場入口を入ってすぐ左が社会保険労務士の相談窓口でした。私の業務は、算定基礎届用紙が未記入の方の記入説明と、その他全般の問い合わせ対応です。

今まで届け出をする側でしたが、今回はその逆の受け付ける側のため非常に興味深いものでした。私が受けた相談は2件で、どちらも算定用紙が未記入のケースでした。

1社はIT関係で従業員3名の会社、もう1社はご夫婦二人の役員のみの海運業の会社で、代表の方は円高の影響で収益が悪化し役員報酬を減らすしかな

くなったとおっしゃっていました。

私の隣の受付窓口では、飲食店を営んでいるような年配の女性の方が届け出されていて、窓口の職員の方から多数のバイトのうち数人の強制加入を指摘されていました。また、役員が報酬を貰っているものの報酬額が低いため扶養に入れていたことが判明し、これは認められないと指摘されていました。

年配の男性の方は、届出をしながら、「天候に左右され、最近は仕事があったり、なつたりで不景気だよ」と身内に話すようにお話ししていました。

いろいろな実例を見聞きでき大変よい勉強になりましたし、良い経験をさせていただいたと思っています。ありがとうございました。機会があれば、次回も参加させていただきたいと思います。また、このような場を与えていただいた千代田支部に感謝します。



前川 由香 (神田 開業)

今年の3月に開業登録をして、初めて中央労働基準監督署で臨時労働保険指導員をさせていただきました。

担当した日は7月10日の「労働保険年度更新」最終日で、開業前に勤めていた社会保険労務士事務所で毎年担当してきた年度更新でしたので、何とかなるだろうと思い、とりあえず「申告書の書き方」に目を通しただけで当日を迎えました。

会場に行くと、かなりピリッとした空気でした。開始前の説明も、受け付けた書類の流れのみで、申告書の内容に関する細かい説明などは一切ありませんでした。

この時、あらためて社会保険労務士という労働関係諸法令を熟知した国家資格者としてここに参加しているのだと、とても重い責任を感じ緊張が高まりました。

最終日ということもあり多くの会社担当者が来署し、かなりのプレッシャーの中で扱ったことのないケースに遭遇するたびにパニックになりながら、わからない点はそばにいる職員の方に聞きまくり、なんとか終了することができました。

行政協力と言いつつ職員の方にご面倒をおかけしてしまった部分もありましたが、私にとっては本当に勉強になるいい経験をさせていただきました。今度は本当の意味でプロとしての行政協力ができるよう力をつけ、再チャレンジできればと思います。

東京労働局、中央労働基準監督署、千代田年金事務所において、
初めて行政協力をされた皆様からの、ご意見・ご感想を掲載しています。
行政協力を担当された皆様、お疲れ様でした。



内野 哲男（神田・開業）

7月9日に中央労働基準監督署で臨時労働保険指導員として労働保険年度更新申告書の受付を担当しました。それまで申告書を見たことだけはあるといった状況で、きちんと受付ができるのか少し不安でしたが、幸い事前に支部の年度更新研修があり、一通りの知識を学ぶことができました。

当日は午前10時頃から待合席が埋まり始め、休憩時間以外は、ひたすら電卓をたたいて保険料を検証する、といった具合でした。

全部で50枚近い申告書に受領印を押させて頂きましたが、事業所によって多様な人の使い方があるなと感じたり、質問された事業所の担当者への応答を通じて、実務の勉強になりました。

特に初めて見た建設業の申告書は良い経験でした。来署された社長さんと工事種類ごとの保険料率を確認しながら、請負代金を積算して結構な枚数を検算し、「しっかりと合ってます」とお伝えすると、すごくうれしそうでした。

保険料以外の部分で数カ所訂正があったので指摘して修正して頂きましたが、社長さんは「来年から気をつけるよ、今日はありがとう」と言ってくださいました。実務の習得以外にも良いことがあった充実の一日でした。

最後になりますが、今回貴重な機会を頂きまして本当にありがとうございました。



岡林 宏佳（麹町 勤務）

今回、東京労働局の労働保険電子申請体験コーナーにて電子申請相談員を担当させていただきました。

業務内容は、労働保険年度更新申告に来られた担当者に、電子申請についてご説明し、実際に年度更新申告を電子申請で体験していただくというものでした。

自ら電子申請に興味を持って体験コーナーに来てくださる担当者は少なかったため、年度更新窓口で労働保険の申告受理のお手伝いをし、その中で「電子申請を体験してみませんか？」とお声掛けをすることもありました。

電子申請の利便性等を知っていただき興味を持っていたることはできても、担当者から、費用面の

問題で導入が難しいというお話をうかがったりするなか、前向きに「来年は電子申請で申告します」とおっしゃっていただけたときは、電子申請相談員として少しでもお役に立つことができたように感じとてもうれしく思いました。

今年の年度更新の電子申請利用率は昨年より上がったものの、まだ申告書での申告が多いとのことですので、もっと多くの方に電子申請を利用していただけるように、今後も何か少しでも利用率向上のお手伝いができたら幸いに思います。

今回、このような貴重な機会を与えていただいたことに、この場を借りて心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。



中 弥希（神田・勤務）

私は中央労働基準監督署で「労働保険年度更新申告書」受付の行政協力をしてまいりました。さすが大企業の多い中央区・千代田区等を管轄している監督署だけあって、別フロアに年度更新用の受付会場を設置しての対応でした。

私は社労士法人に勤めており、年度更新業務を行うのは4回目でしたので、少しの自信と、（とはいっても1年に1度の手続なので）たくさんの不安がある中でお手伝いをさせていただきました。

いざやってみると、会社ではあまり見ることのない海外派遣の特別加入や不慣れな二元適用事業などが多く、対応が少しぎこちなくなっていたかと思います。

私が一番大変だったのは、領収済通知書に金額を記入することでした。記入していない会社が多く、監督署の職員方からは、時間がなければ未記入でお返ししてもいいとは聞いていましたが、書いて欲しいとおっしゃる事業所の方が多いので記載してお返していました。

しかし、たまに金額を書き損じてしまい、そのたびに労働保険番号や会社の住所や社名を書く羽目に…。何度も悔しい思いをしながらの怒涛の一日でした。





金沢は冬が最高！

酒井 典子（麹町 法人）



高校卒業までの18年間を石川県金沢市で過ごしました。大学に進学するときに、どうしても地元にいたくなくて東京の大学を受験しましたが、大きな理由は雪と灰色の空で覆われる陰鬱な冬の季節が嫌いだったためです。

今でも実家は金沢にあるので、年に2、3回は帰りますが、大人になってからは大嫌いだったはずの冬の季節の食べものが一番おいしいことに気づきました。

日本海の冬といえばカニや甘エビ、寒ブリなどが有名ですが、それ以外でも北陸の海で獲れる冬の魚はほどよく脂が乗っていて、ほんとうに美味しいです。特に私の好みは、小ぶりな白身のお魚で、タイやカレイの一夜干しは絶品です。



水と緑豊かな「うな丼」発祥の地

春原 繁（麹町 開業）



日本橋から東北東に約50キロ。茨城県の南に位置するのが、私が生まれ育ち、今も生活する「龍ヶ崎市」です。茨城県の南部にありながら、江戸時代は一万石の仙台伊達藩の飛び地領で江戸一仙台間の物流の要所であり陣屋も置かれていました。近年は、ニュータウン開発が進み農業のまちから首都圏のベットタウンへと変貌しています。

市の南西部は小貝川と利根川が合流し、北西には牛久沼（=写真）がたたずみ、その先には筑波の聳い峰を望む、水と緑に恵まれた静かな田園地帯です。自転車好きの私には、サイクリングロードに事欠かないとびきりの土地かも知れません。

“かかあ天下と空つ風”

新井 利明（麹町 勤務）



群馬県と言えば、上州名物“かかあ天下と空つ風”です。

“かかあ天下” 東洋信託銀行（現三菱UFJ信託銀行）に就職して初めての営業担当が群馬県の高崎支店でした。そこは地元勤務の強みで、あたり前のように一家の財布を握る奥様に預金



外交を展開すると、ご主人が長年せっせと勤め上げて貰う退職金の運用も奥さんの「それでいいじゃない」ご主人の「うん」でほとんどが決まります。あとはご主人が申し込

会員の皆様にお国自慢を

していただきました。

各人それぞれの自慢を読んでいると、思わず旅行に行きたくなります…。

魚の種類が豊富なので、一般には出回らない魚も食卓に上ることがあります。幻魚（げんげ）という身体の表面がゼラチンに覆われた白身の深海魚で、地元では「げんげんぼう」と呼んでいます。よい出汁があるので、おすましでいただきますが、いかにも食通っぽくって大人の味といったところです。

魚だけでなく最近は「加賀野菜」として市場に出回っている野菜にも独特なものです。ホウレンソウのような葉物ですが、葉っぱの表が緑で裏が赤紫色。金沢では「金時草」と呼んでいますが、色彩がどぎついわりにはくせがなく、ほんのちょっとほろ苦く、酢の物などでいただきます。

他では見かけない野菜ですが、最近、たまたま沖縄のスーパーで同じものを見つけて、ちょっとびっくり！沖縄では「はんだま～」と呼ぶようですが、金時草と同じ種類で、日本では金沢と沖縄でしか栽培していないとのことでした。風土も地域もまったく違うところなのに、不思議な共通点を見つけてうれしくなりました。

これから冬にかけて金沢では美味しいものがたくさん出回ります。地の物を食べてその土地を味わう旅もいいですね。金沢にこられまっしね。

牛久沼は、ウインドサーフィンやバス釣りの人々でにぎわいますが、「河童伝説」があったり、幻想的な自然のなかで白鳥を見つけたりと、とても神秘的です。

そんな牛久沼は、知る人ぞ知る「うな丼」発祥の地でもあるのです。江戸時代に牛久沼で渡し舟を待っていた大久保今助が茶屋でうなぎを食べて発案したといわれています。

湖畔の国道は「うなぎ街道」と呼ばれ、うなぎの老舗が軒を連ねています。素材はもとより、さばき方、焼き方、たれの味と、どの店で食べても大満足です。ぜひ一度、うなぎ街道のうなぎをご賞味ください。



み書類と格闘して、奥さんと二人でお茶を飲みながらおしゃべりしていたような土地柄です。次に転勤した札幌支店では、奥様外交がまったく通用せず成績がガタ落ちでした。

“空つ風” 小学生のころ真冬の冷たい空つ風が吹き荒れる校庭で大きく万歳をすると凧のようにふわ～と浮くような心地よさは忘れられません。

また古い木造校舎の隙すき間からサーと空つ風が飛び込み、注意しないと楽しみにしていた昼のお弁当が砂のゴマだらけ!! 大ショックの思い出があります。

そんな群馬県へのマイドライブコースは、オートバイで関越道を突っ走ると見える雄大な上毛三山（赤城山、榛名山、妙義山：写真＝赤城山）を眺め、方々にある日帰り温泉にゆったりつかり、上州名物焼きまんじゅうを3串食べるコースです。みんな上州へ行くんべー!!

東京都社会保険労務士会副会長就任あいさつ

この度、7月31日の東京会理事会におきまして副会長に就任いたしました。

社会保険労務士会は、労働審判における代理権の獲得、個別労働関係紛争に関する簡易裁判所訴訟代理権の獲得、社会保険労務士試験制度の導入、一人法人制度の導入及び自治権の獲得など、積年の懸案事項である第8次社会保険労務士法改正を控えた重要な時期にあります。

このような時期に東京会副会長という大役を仰せつかり身の引き締まる思いでありますが、会員のために努力してまいります。

日本の社会でも、まさに少子高齢化社会にあって、年金問題、医療費問題、雇用問題など多くの問題に直面し、社会保障・福祉制度の転換期にあります。

勤務社会保険労務士として、長年勤務先において専門能力・関連技術を磨きながら経営労務問題に取り組んできた経験を活かし、社会保険労務士の地位向上に貢献したいと思っております。

皆さまの一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成24年9月吉日

浅香 博胡

政治連盟だより

安心か損得か

～社会保障と税の一体改革から～



支部会員の皆さまにおかれましては日頃から政治連盟活動にご理解・ご協力をいただき、大変心強く感じております。

さて、社会保障と税の一体改革法案が今国会で成立しましたが、何が問題なのか、ということをどう考えるか。次の3つのことを考慮する必要があるのではないでしょうか。

1. 社会保障と税の一体的改革の背後にあるもの、それは社会保障費が年々増加し今後も増え続けるということ。少子高齢化社会、世界経済への先行不安があるということ。
2. 財源として社会保険なのか税なのかということ。

3. 安心と損得のどちらが望まれているか、またどちらを選択すべきかということ。

消費税により社会保障費の一部を賄うことが決定した今、私たちはこれからも社会保障と税の一体改革を見守り、私たちから発信していく必要（義務）があるのでないでしょうか。

今後とも、政治連盟の活動へのご理解とご加入を是非ともよろしくお願い申し上げます。

「一人はみんなのために、みんなは一人のために」千代田統括支部は全員加入に近づいています。

政治連盟支部会長 家村 啓三



東京会野球大会の結果報告



去る9月8日、大宮けんぽグラウンド（出版健保）で行われました、東京会第30回野球大会の結果をご報告申し上げます。一回戦中央統括支部との試合は、6回終了時時間切れ同点によるプレーオフの結果、9対6で惜しくも敗戦となりました。我がチームは4点ビハインドの6回裏に驚異的な粘りを見せ、1点を返した後ツーアウトから恩田事務所所属の木村選手による3点ランニングホームランで同点としました。この回終了時点で時間切れとなり、特別ルールによりワンナウト満塁から攻撃を行う延長プレーとなりました。先攻の中央統括5点に対し後攻千代田統括は2点と、残念ながら勝利をつかむことはできませんでした。

当日は、多くの方に応援を頂き、この場を借りて

厚く御礼申し上げますとともに、野球は、自分でプレーしなくとも充分楽しめるものであることをお伝えできたことが何より喜ばしいことありました。今後とも野球同好会をよろしくお願ひいたします。

（野球同好会運営委員 橋本敬司）



リニューアルした統括支部ホームページ <http://www.sr-ccs.com/>

支部ホームページ(HP)がリニューアルしました。新たなHPでは、HPを通じて会員の皆様からの意見や要望をお聞きする窓口として、また会員同士が意見交換できる場として「掲示板」を設けましたので、積極的にご活用下さい。

HPのトップページには、新着情報として研修会の案内や会報をご覧いただけるようにしました。また、別ページとして「研修会・例会」、「会報」、「行政協力等」、「支部概要」、「お知らせ」のページのほか、「同好会」のページも設けており、支部活動等が会員の皆さんに見やすく、使いやすいように刷新しました。

ログインの仕方

» ログインには会員の登録が必要ですので、会員として未登録の方は、HP右横の新規会員登録の窓口をクリックして、是非、登録して下さい。既に会員登録の済んでいる方(現在支部からメール等が届いている方)は、そのまま掲示板等をご利用いただけます。

支部からのお知らせ等はメールマガ方式で発信しますが、発信内容の詳細な内容につきましては、随時HPにアップしますので、HPでご確認下さい。

掲示板の活用

» ここは、会員の皆様の交流の場ですので、是非、ご活用下さい。ただし、実名での書き込みとなっております。また、不適切な書き込みについては、管理者側で判断し、削除等しますので、ご了承ください。

掲示板を活用して自分で質問や意見等を最初に発信する場合には、右の新規トピック作成ボタンをクリックすると、画面が変わり書き込みができるようになっています。また、書き込んだものについての編集、削除もできます。

公開されているトピックにコメントする場合には、書き込みたいトピックにコメントして下さい。

メールアドレスのご登録 にご協力下さい。



メールアドレスの登録をして頂くと、HPの活用はもとより、研修会の案内や様々な情報をいち早く入手できます。総務委員会が担当している案内発送作業も軽減され、郵送料としての支部経費の大幅な節約ができます。まだ、メールアドレス未登録の方は、是非、新しくなったHPの新規会員登録窓口からご登録をお願い申し上げます。

さらに、会員の皆様がより使いやすいHPにするように更新していきますので、積極的にご利用下さい。

(IT委員長 石原 美由紀)

新 入 会 員 を 紹 介 し ま す

入会年月日	氏名	種別
H24.5.1	久下道行	開業
H24.5.1	伊藤修登	勤務
H24.5.1	大野みどり	勤務
H24.5.1	小西道代	開業
H24.5.1	小山田夏実	開業
H24.5.1	茂木史典	勤務
H24.5.1	鎌田寿雄	勤務
H24.5.15	和田稔	法人社員
H24.5.16	前島正一	開業
H24.5.30	平澤賢一	勤務

入会年月日	氏名	種別
H24.5.31	近藤昌則	勤務
H24.6.1	黒田泰三	勤務
H24.6.1	原田圭	勤務
H24.6.1	福井晃	勤務
H24.6.1	渡邊修宏	勤務
H24.6.30	古谷彩	勤務
H24.7.1	大沼恭子	開業
H24.7.1	林文憲	勤務
H24.7.1	松井美希子	勤務
H24.7.1	大出和男	勤務

入会年月日	氏名	種別
H24.7.1	田中ゆく子	勤務
H24.7.1	本庄太郎	開業
H24.7.1	洞口美名	勤務
H24.7.1	三輪矢杉子	勤務
H24.7.17	阿部千秋	開業
H24.7.17	内谷道子	勤務
H24.7.17	山崎精一郎	勤務
H24.7.17	田村順子	勤務
H24.7.12	小川恵子	勤務
H24.7.25	泉真一	勤務

あとがき

1カ月程前の新聞に巨大地震で最悪死者32万人という予測記事が載っていた。私は現在、埼玉県に住んでいるので、自宅の被害より通勤途中や事務所で大地震を受けることが心配だ。通勤途中で地震が起きたら電車は完全に止まるのだろうか、地下鉄では地上に出られるのだろうか。事務所で地震が起きたら自宅まで帰れるのか、通常でも通勤は片道1時間以上かかるので徒歩帰宅などは現実には無理。地震対策としては事務所に避難用のザック、運動靴、帽子、軍手等を準備してあるが、今は寝袋を購入しようか悩んでいる。

先日、ツタンカーメン展に行ってきた。黄金のマスクが見たくて先に進んで行った息子が戻ってきて、出口まで行ったが見当たらないと言う。係員のお兄さんに、子「ツタンカーメンの黄金のマスクはどこですか?」父「そうそう、どこどこ?」すると、お兄さんが諭し顔で「ツタンカーメンの黄金のマスクは、エジプトの宝なので外国には持ち出せないんだよ。」父子「えっ・・・!」しばしふて腐れて、帰路についた。黄金のマスクは、エジプトを訪問した時の為にとっておこう!

(広報協力委員:嶋倉 貞男)

(広報委員:市村 公頼)